社会福祉法人別府発達医療センター役員等報酬規則

（目的）

第１条 この規則は、社会福祉法人別府発達医療センター（以下「法人」という。）定款第８条及び第21条の規定に基づき、役員、評議員及び外部委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（役員等報酬の定義）

第２条　この規則における役員等報酬とは、法人が役員等に対し、その業務の対価として支払うものをいう。

（報酬の種類）

第３条　役員等報酬は、常勤役員については月額報酬及び通勤手当とし、非常勤役員、評議員及び外部委員については日額報酬とする。

（報酬の額）

第４条　役員の報酬額は、各年度の総額を 10,000,000 円以内とし、勤務形態等に応じて、別表に定める額を支給する。

２　通勤手当は、その実態に応じ、職員の給与支給に関する規則に準じて支給する。

３　評議員の報酬額は、一人あたりの各年度の総額を年額 120,000 円以内とし、別表に定める額を支給する。

４　外部委員の報酬額は、会議等に出席した都度、別表に定める額を支給する。

（法人職員給与との併給）

第５条 法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加え、別表に定める役員報酬を支給する。

（報酬の支給日等）

第６条　役員報酬（日額報酬を除く。以下本条において同じ。）は、職員の給与の支給日に支給する。

２　役員報酬は、その全額をその役員が指定する銀行その他の金融機関の口座への振込により支払うものとする。ただし、法令等に基づき役員報酬から控除すべきものがある場合には、報酬額から控除して支払うものとする。

３　日額報酬は、業務に従事した都度支給する。ただし、連続して業務に従事する場合には、月単位で支給することができる。

（報酬の日割り計算）

第７条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

２　常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

３　月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数を基礎として日割りによって計算する。

４　本条第２項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

５　計算金額に１円未満の端数が生じた場合は、これを１円に切り上げる。

（費用弁償）

第８条　役員等が、理事会、評議員会又はその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。ただし、業務の主催者等から費用弁償額相当額が支払われた場合は、これを弁償しない。

２　費用弁償額は、職員等の旅費に関する規則に準じて、役員等の居住地から計算し、算定された交通費の実費額及び宿泊料とする。

３　費用弁償は、業務に従事した都度支払う。ただし、連続して業務に従事する場合には、月単位で支払うことができる。

（公表）

第９条　法人は、この規則をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第 10 条　この規則の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第 11 条　この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附　則

この規則は、平成 16 年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成 18 年４月１日から施行する。

（役員の会議出席時等の日当及び旅費を、役員報酬及び費用弁償と改めることに伴う改正）

附　則

この規則は、平成 19 年４月 1 日から施行する。

附　則

この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

(第４条第３項 非常勤役員等の日額報酬の改正)

附　則

この規則は、平成 29 年６月 23 日から施行する。

(平成 29 年４月１日施行の改正社会福祉法に伴う改正)

附　則

この規則は、令和元年６月 20 日から施行する。

但し、理事の報酬については、平成 31 年２月分から遡及して適用する。

(第４条　(別表) 役員報酬支給基準表の改正)

附　則

この規則は、令和３年８月 17 日から施行する。

(評議員報酬を年額報酬から日額報酬に改めることに伴う 第３条、第４条、第６条、第７条及び(別表)役員等報酬支給基準表の改正)

附　則

この規則は、令和４年６月 16 日から施行する。(第４条第１項の改正)

附　則

この改正は、令和６年６月 27 日から施行する。(第 1 条、第 3 条及び第 4 条第 4 項 外部委員に対する報酬規定の追加)

（別表）役員等報酬支給基準表

１　常勤役員の場合

職　　名	支給区分	勤務形態	金　　額
理　事　長	月額報酬	常　　勤 職員兼務	６００，０００円 ８０，０００円
副 理 事 長	月額報酬	常　　勤 職員兼務	５５０，０００円 ４０，０００円
常 務 理 事	月額報酬	常　　勤 職員兼務	５００，０００円 ３０，０００円
理　　事	月額報酬	常　　勤 職員兼務	４００，０００円 １０，０００円

２　非常勤役員の場合

職　　名	支給区分	業務内容	金　　額
理　事　長	日額報酬	行事等出席 理事会、評議員会及び決裁業務	１５，０００円 ３５，０００円
副 理 事 長	日額報酬	行事等出席 理事会、評議員会及び決裁業務	１５，０００円 ３２，０００円
常 務 理 事	日額報酬	行事等出席 理事会、評議員会及び決裁業務	１５，０００円 ３０，０００円
理　　事	日額報酬	行事等出席 理事会、評議員会	１５，０００円 ３０，０００円
監　　事	日額報酬	理事会、評議員会、行事等出席 監査業務	１５，０００円 ３０，０００円

３　評議員、外部委員等の場合

職　　名	支給区分	業務内容	金　　額
評　議　員	日額報酬	行事等出席 評議員会	１５，０００円 ３０，０００円
外 部 委 員	日額報酬	委員会出席等	１０，０００円